



平成 27 年 6 月 24 日

各 位

上場会社名 **清水建設株式会社**  
代表者名 取締役社長 宮本 洋一  
上場取引所 東証・名証各第1部  
コード番号 1803  
問合せ先 コーポレート・コミュニケーション部長  
浅川 玲  
TEL. 03-3561-1111 (大代表)

### 訴訟の第一審判決に関するお知らせ

当社を被告とする下記に内容を記載しております訴訟その1に関して、平成27年6月23日、インドネシア・ジャカルタ中央地方裁判所による判決言渡しがありましたので、お知らせいたします。

#### 記

##### 1. 訴訟の原因及び提起されるに至った経緯

本訴訟の原告である PT Dexam Contractors(「デクスタム社」)は、当社が1974年にインドネシアの出資者と設立した合弁会社で、当社はデクスタム社と共同してインドネシアで建設事業を行って参りました。しかしながら1990年代後半から現地側出資者である PT. Gofri Megah Tiara(「GMT社」)と当社との間でデクスタム社の経営方針の違いが顕著となり、当社はデクスタム社とは別の複数のインドネシア企業との間で建設事業を行って参りました。その後、GMT社より派遣されたデクスタム社役員から、当社がデクスタム社以外のインドネシア企業と事業展開したこと等を理由に損害賠償を求められましたが、当社がこれに応じなかったところ、以下の3件の訴訟を提起されたものであります。

##### 2. 訴訟の内容

(訴訟その1)

(1) 訴訟が提起された日

平成25年5月6日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)

(2) 訴訟を提起した者の概要

- ①名 称 PT. Dexam Contractors  
②所 在 地 インドネシア  
③代表者の役職・氏名 取締役社長 Mr. GM Tampubolon

(3) 訴訟の内容

原告は、当社がインドネシアにおいて原告以外の第三者と事業を行ったこと等が原告に対する不法行為であると主張して、損害賠償等を請求。

(4) 損害賠償請求額

11億米ドル (精神的損害10億米ドルを含む)

(訴訟その2)

- (1) 訴訟が提起された日  
平成25年5月6日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)
- (2) 訴訟を提起した者の概要  
上記訴訟その1と同じ
- (3) 訴訟の内容  
原告は、当社が原告から根拠のない支払を受領したこと等が原告に対する不法行為であると主張して、損害賠償等を請求。
- (4) 損害賠償請求額  
1.51億米ドル (精神的損害1億米ドルを含む)

(訴訟その3)

- (1) 訴訟が提起された日  
平成25年5月6日 (ジャカルタ中央地方裁判所が訴状を受領した日)
- (2) 訴訟を提起した者の概要  
上記訴訟その1と同じ
- (3) 訴訟の内容  
原告は、当社が原告と共同で受注し施工したビルの工事代金の一部の処理等に関して不法行為を行ったと主張して、当社を含む被告らに対して損害賠償等を請求。
- (4) 損害賠償請求額  
1.76億米ドル (精神的損害1.6億米ドルを含む)

### 3. 判決の内容

訴訟その1において、当社の主張の正当性が認められ、デクスタム社の請求は全て棄却されました。

なお、上記の訴訟その2と訴訟その3につきましては、平成26年9月2日にジャカルタ中央地方裁判所が当社の妨訴抗弁を認めてデクスタム社の請求を却下する決定を出しましたが、デクスタム社はジャカルタ高等裁判所に控訴しております。

### 4. 今後の見通し

訴訟その1については、デクスタム社の今後の動向を注視してまいります。本訴訟はデクスタム社が根拠のない主張に基づき法外な損害賠償を請求してきたものであると考えておりますので、訴訟その2と訴訟その3については、引続き粛々と当社の正当性を上級審にて明らかにする所存です。なお、当社の業績予想に変更はございません。

(参考) 当期連結業績予想及び前期連結実績 (単位: 億円)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益
当期連結業績予想 (平成28年3月期)	16,000	630	640	410
前期連結実績 (平成27年3月期)	15,678	500	562	333

以上